刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係省令の整理等に関する省令

（瀬戸内海漁業取締規則の一部改正）

第一条　瀬戸内海漁業取締規則（昭和二十六年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（罰則） **第九条**　第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ２　（略） **第十条**　第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	（罰則） **第九条**　第二条第一項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ２　（略） **第十条**　第二条第一項、第三条、第四条、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定に違反して採捕した漁獲物又はその製品であることを知つて販売し、又は所持した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（世帯員とみなす事由） **第一条**　農地法（以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事由は、拘禁刑の執行又は未決勾留とする。	（世帯員とみなす事由） **第一条**　農地法（以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事由は、懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留とする。

（競馬法施行規則の一部改正）

第三条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　（略） 二　拘禁刑以上の刑に処せられた者 三～十三　（略）	（競馬の実施に関する事務の委託） **第三条**　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号。以下「令」という。）第四条第二項の農林水産省令で定める私人は、次のとおりとする。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～九　（略） （登録の拒否） **第十五条**　競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　（略） 二　禁錮以上の刑に処せられた者 三～十三　（略）